

めに用いている構築物・機械・工具・器具・備品などを償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税の対象となります。

▼対象となる資産

平成29年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産で、次に掲げる資産も申告が必要です。

- (1) 耐用年数が経過し減価償却が終了している資産
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- (3) 遊休又は未稼働資産
- (4) 改良費のうち資本的支出として資産計上した資産（本体とは区分して取り扱いません）
- (5) 福利厚生のに供する資産
- (6) 使用可能期間が1年未満又は取得価格が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却している資産
- (7) 取得価格が30万円未満の資産で、租税特別措置法を適用して全額損金算入した資産
- (8) 割賦購入資産で、割賦金の完済していない資産
- (9) テナントなどが取り付けた内装、造作、建築設備などの事業用償却資産（テナントなどが申告することになります。）

▼対象とならない資産

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（例、小型フォークリフト）
- (2) 無形固定資産（例、特許権、実用新案権など）
- (3) 観賞用、興行用に供する生物を除く馬、牛、果樹、その他の生物
- (4) 耐用年数1年未満又は取得価格が10万円未満の資産で法人税法などの規定により一時に損金算入した資産
- (5) 取得価格が20万円未満の資産で法人税法などの規定により、3年間一括で償却している資産

■提出・問い合わせ

町民課

〒781-2192

いの町1700-1

☎893-1117

吾北総合支所住民福祉課

〒781-2492

いの町上八川甲1934

☎867-2300

本川総合支所住民福祉課

〒781-2601

いの町長沢123-12

☎869-2112

別表 業種別の課税対象資産の例示

各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、太陽光発電設備など
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵冷凍庫など
飲食店	接客用家具・備品、厨房設備、カラオケ機器、冷蔵冷凍庫など
理容業、美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポールなど
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備など
製パン業・製菓	窯、オープン、スライサー、あん鍊機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機など
医院・歯科医院	各種医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープなど）、各種キャビネットなど
駐車場事業	柵、照明などの電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）など
工場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、看板、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備など
旅館・ホテル バー・喫茶・軽食	ガスレンジ、洗濯設備、ボイラー、自動食器洗浄器、製水器、エレクトーンなどの楽器、ミラーボール、放送設備など
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、還元機など
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機など
建設業	ブロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサーなど
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピーなど
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工フライス盤、カンナ機、研磨盤など
鉄工業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダーなど
食肉販売店	冷凍・冷蔵設備、冷凍冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機など